# 令和7年度 けやき支援員募集要項

宮城県教育委員会

#### 1 目的

市町村等が設置している教育支援センター、けやき教室等(以下、「教育支援センター等」という。)へ通所する児童生徒に対する教育相談、学習支援、教室運営の補助及び義務教育課内の事務補助を目的とした、けやき支援員(以下「支援員」という。)を募集する。

- 2 募集期間 令和7年1月6日(月)から令和7年1月27日(月)まで
- 3 応募資格

次のいずれにも該当する者

- (1) 教員免許状(校種、教科は問わない)を所有していること。
- (2) 普通自動車免許を所有し、勤務地(県内各教育支援センター等)まで自家用車等で通勤できること。
- 4 採用人数 若干名
- 5 任用期間 令和7年4月(※)から令和8年3月末日まで(予算措置等に応じて変更 する場合がある。)
  - ※国及び県の令和7年度予算が成立した場合であって、国の補助事業交付決定日以降の日付となる。
- 6 **勤務地** 宮城県行政庁舎(県庁)及び県内の教育支援センター等所在市町村のうち、 派遣希望のあった市町村
  - ※教育支援センター等所在市町村

白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、 川崎町、丸森町、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、 亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、 大衡村、大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町、栗原市、 石巻市、東松島市、女川町、登米市、気仙沼市、南三陸町

#### 7 職務内容

支援員は、派遣先の教育支援センター等及び義務教育課内において、概ね以下の職務を行う。

- ・市町村等が設置する教育支援センター等に通所する児童生徒に対する教育相談、学習 支援及び教室運営の補助的業務
- ・ 義務教育課内の事務補助

### 8 選考方法及び選考結果の通知

- (1) 第一次選考
  - ・書類審査を行う。選考結果については、選考後、令和7年2月3日(月)以降に通知 する。
  - ・第一次選考通過者について、第二次選考の日時・場所等を知らせる。

- ・応募書類は返却しない。
- (2) 第二次選考
  - ・令和7年2月12日(水)に面接を行う。結果については、選考後速やかに各人に通知する。

### 9 雇用条件

- (1) 勤務
  - ・原則として週4日の勤務とする。
  - ・勤務時間は、午前8時30分から午後4時45分(休憩時間60分間を含む)までとする。
  - ・公務の必要や派遣先教育支援センター等の開設時間等に応じて、変更することがある。
- (2) 報酬等
  - ・1年目は、月額 161,000 円程度(はじめて任用される場合)とする。令和6年度から継続して任用される場合は、職歴に応じた号俸の加算がある。
  - ・社会保険、雇用保険に加入する。
  - ・県の規定により、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当を支給する。
- (3) 公務上の災害に対する補償 労働者災害補償保険法又は非常勤職員公務災害補償等条例の定めるところによる。
- (4) その他 身分は県教育委員会の会計年度任用職員とする。

## 10 提出書類

応募者は以下の書類を郵送又は持参で11の送付先宛てに提出する。

(1) 志願書

※別紙様式

(2) 履歷書

※別紙様式。写真は上半身、無帽で撮影後6か月以内のもの。所定欄に糊付けする。

(3) 教員免許状の写

### 11 応募書類送付先

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県教育庁義務教育課指導班 宛

# 12 応募上の注意

(1) 応募書類は、 角型 2 号 (240mm×332mm) の封筒に「けやき支援員志願書」と朱書きし、 郵送するか、直接持参すること。

郵送の場合は、令和7年1月27日(月)当日消印有効とする。

持参の場合は、令和7年1月27日(月)午後5時までとする。

(2) 応募書類提出後に資格等に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。

#### 13 問合せ先

宮城県教育庁義務教育課指導班 電話 022-211-3645 (平日 午前8時30分から午後5時まで ※土曜・日曜・祝日は閉庁)